

第 1 0 期あきる野市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

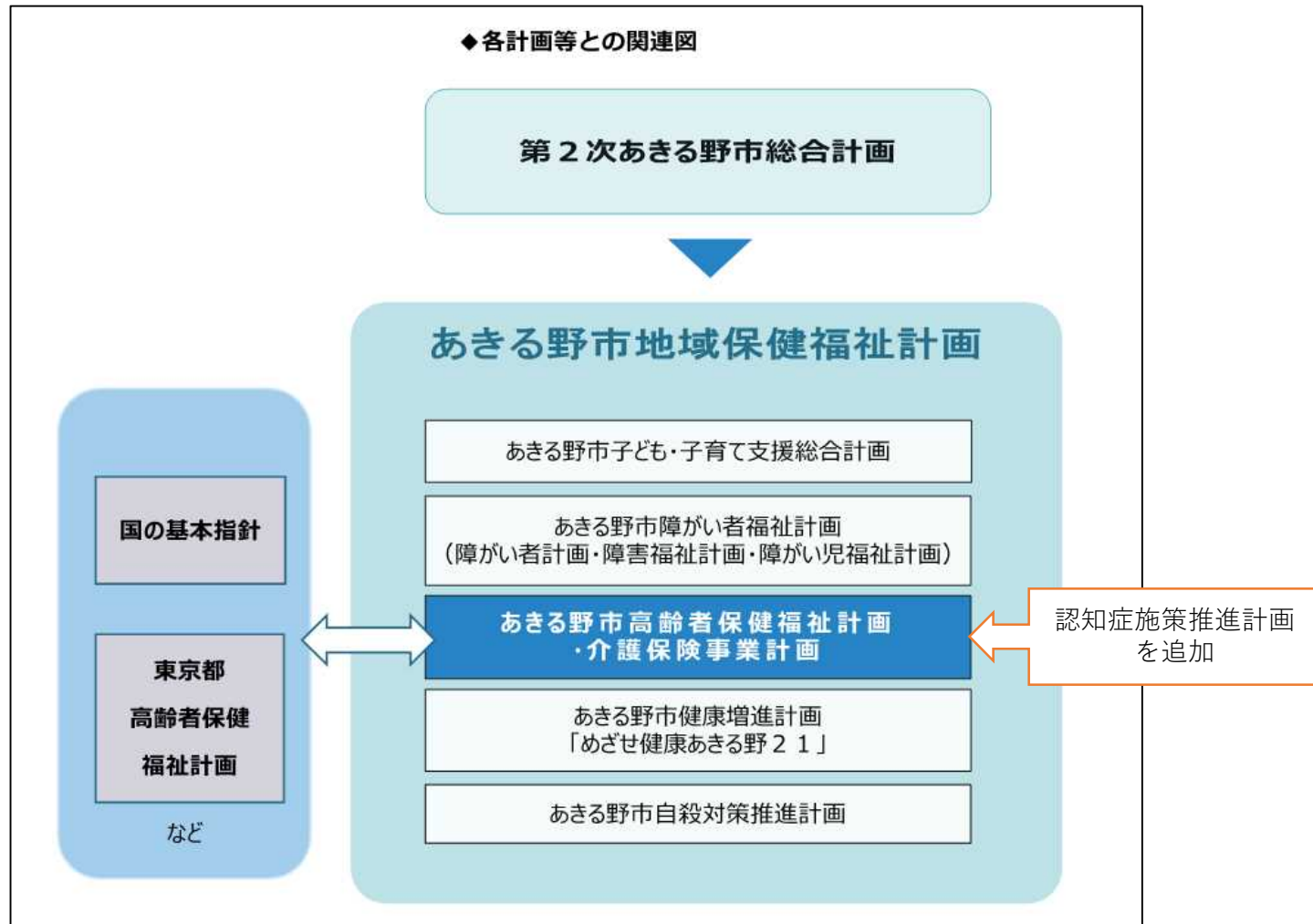
【将来目標・体系図（案）】

※今後、国の基本指針がこれから示されることから、現時点の案であり、変更になる可能性があります。

市の各計画との関係

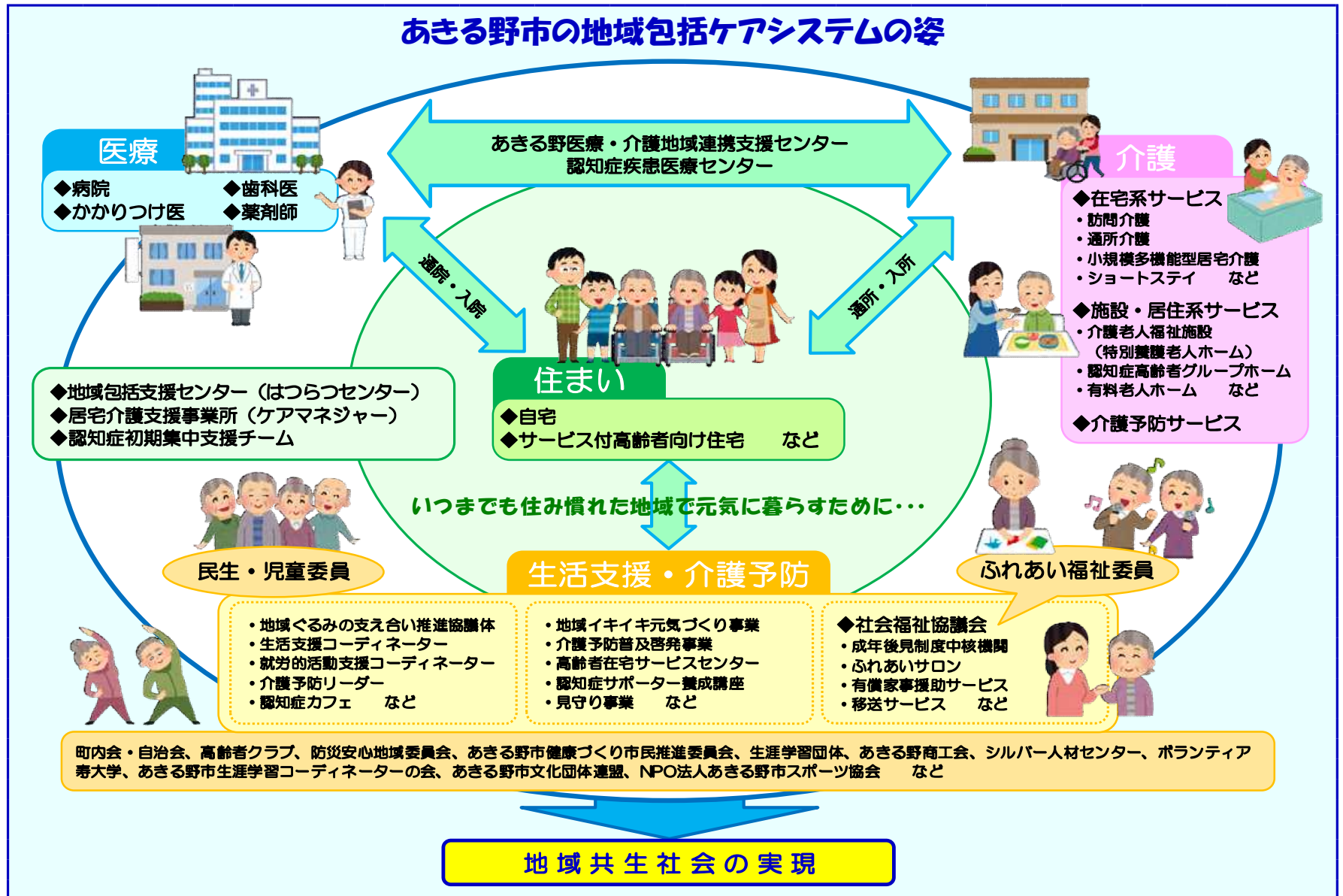
市の将来都市像を定めた「第2次あきる野市総合計画」の部門計画である「あきる野市地域保健福祉計画」をはじめとして、「あきる野市障がい者福祉計画」や「あきる野市健康増進計画」などの関連計画と連携・整合を図ります。

また、介護保険法に基づく国の基本指針や東京都高齢者保健福祉計画などとの整合性を図ります。



地域包括ケアシステムの姿 (第9期計画 (P38) の抜粋)

あきる野市の地域包括ケアシステムの姿



将来目標について（案）

第9期計画（現行）

笑顔あふれ 自分らしく安心して暮らせる 保健福祉都市をめざして

～地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域づくりによる地域共生社会の実現に向けて～

【考慮すべき事項】

- ・新たに「認知症施策推進計画」を策定すること。
- ・令和7年度に策定されたあきる野市地域保健福祉計画
- ・包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業の開始）

第10期計画（案）

笑顔あふれ とともに支え合い 自分らしく安心して暮らせるまち

～地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域づくりによる地域共生社会の実現に向けて～

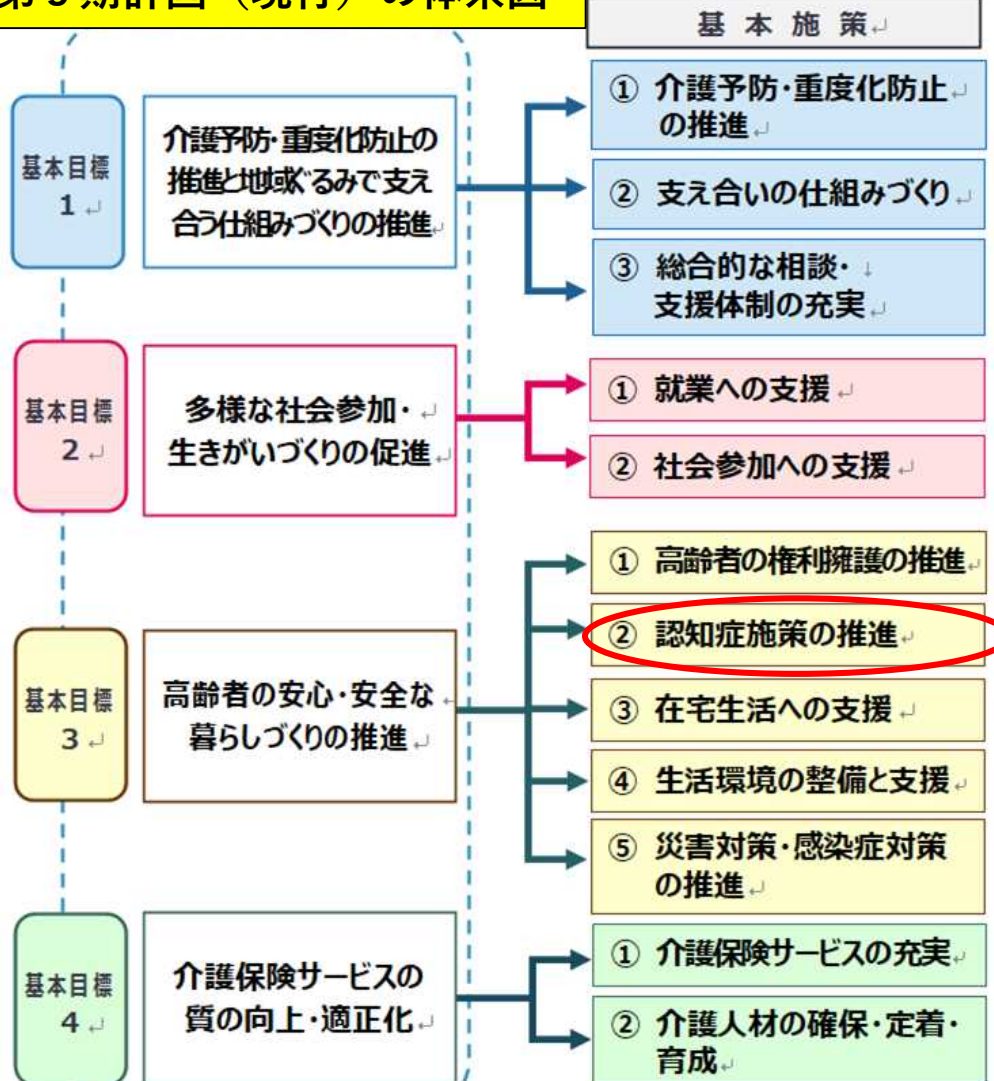
○地域保健福祉計画の基本理念にある「みんなが支え合い、～」から引用し、本計画の基本理念に「とともに支え合い」を追加するとともに、同計画の基本理念と同様に基本理念の末尾を「まち」としています。

計画の体系図（案）

第9期計画を策定する際に、大きく体系の変更・整理を行っていることから、第10期計画の策定に当たっては、現行の体系を生かしつつ、個別の施策を見直し、整理、充実することで対応することとします。

第9期計画（現行）の体系図

第10期計画でも現行の体系図を維持



包括的な支援体制（重層的支援整備事業）を受け、全体的に個別施策の記述の見直しをする。

認知症施策推進計画を策定することから、施策の見直し・整理・充実をする。

※国の基本指針に新たな項目が追加された場合には、適宜、基本施策に追加します。

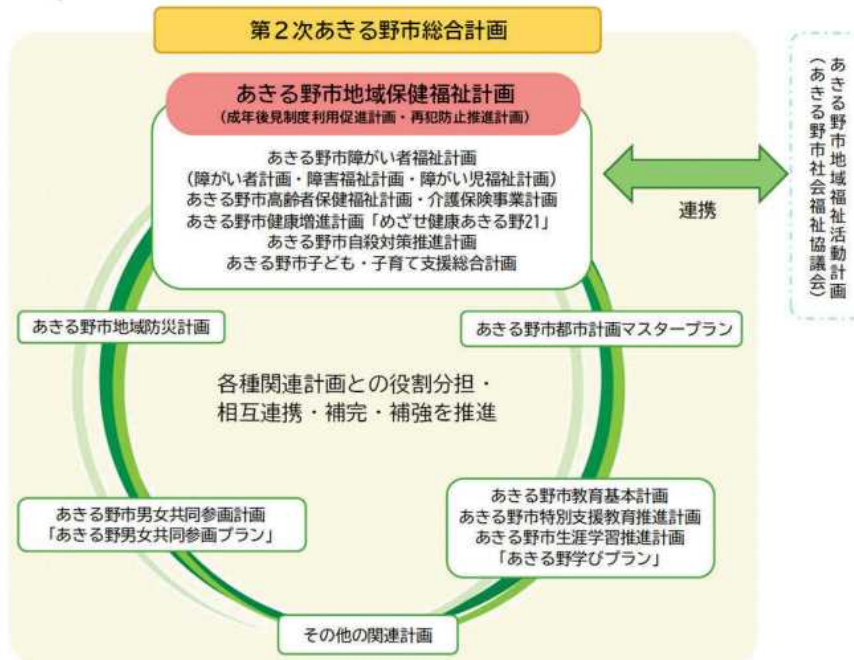
【資料】用語解説

あきる野市地域保健福祉福祉計画

「あきる野市地域保健福祉計画」（以下「本計画」という。）は、本市における保健・福祉に関する総合的な指針となるものであり、社会福祉法（昭和26年法律45号）第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。本計画は、「あきる野市総合計画」を上位計画とするとともに、福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けられます。また、本市が策定するその他の関連する計画や、あきる野市社会福祉協議会が社会福祉法第109条の規定に基づき策定する「地域福祉活動計画」とも連携し、地域福祉の推進を図るものです。

基本理念 みんなが支え合い、育ち合うまち

✿ 計画の位置付け



基本目標1 ゆるやかにつながるまちをめざそう

身近で困っている人や災害時の助け合いなど、地域生活課題を「我が事」として認識し、お互いに助け合い、支え合う意識を醸成することが重要となっています。

このような意識づくりのために、周知啓発を図り、地域全体に福祉のこころを育む取組を進めるほか、地域福祉に関する活動に主体的に参加できる人材や団体の育成・支援を促進します。

また、多世代交流の機会を創出することや、誰でも集まることのできる居場所づくりなどを通して、すべての人が日頃から気軽に挨拶し、声をかけ合い、互いに助け合うことができるような、人と人、人と地域がゆるやかにつながるまちを目指し、地域共生社会の実現につなげます。

基本目標2 誰ひとり取り残さないまちをめざそう

支援を求める人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、市内の様々な相談窓口を周知し、窓口では属性を問わずに幅広く相談を受け止め、切れ目のない支援体制を整えることが重要となっています。

さらに、複合化・複雑化している地域生活課題に対応するために、各関係機関の連携強化が求められるほか、積極的に地域へ出向いたり訪問したりすることで悩みや課題を抱える人を把握し、必要な支援へとつなげる活動も求められています。

このような課題に対し、包括的な相談・支援体制を構築し、各関係機関が重層的に支援することで、誰ひとり取り残さないまちづくりを目指します。

また、認知症高齢者、知的障がい者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合でも、地域で生活を継続できるよう成年後見制度の利用促進に取り組むことで権利擁護の推進を図ります。

あわせて、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰の促進について取り組むことで、再犯を防止し、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

【資料】用語解説

包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業の開始）

悩みや困りごとの解決に向けた支援ができるように市内の地区ごとに保健師を配置しています。「どこに相談してよいかわからない」、「家庭の中で、複数の悩みや困りごとを抱えている」といった方々に保健師が寄り添い、関係機関と連携しながら、悩みや困りごとの解決に向けて取り組んでいます。

令和8年度からは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するために、包括的な支援体制を整備することを目的として、新たに重層的支援体制整備事業を開始しています。

あきる野市重層的支援体制整備事業 <全体図>

